

「埼玉産業人クラブ」会則

- 第 1 条 本会は埼玉産業人クラブと称し、本規約を適用する。
- 第 2 条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。
(イ) 産業振興に関する会員の意見を取りまとめ、関係機関に建議し、その実現を強力に推進する。
(ロ) 講演会、講習会、研究発表会、討論会、座談会、見学会、展示会などを行う。
(ハ) 会員の事業上の相談に応ずると共に、関係官庁、会社、団体をはじめ学会、研究機関等に対する紹介、連絡の便を図る。
(ニ) 懇談会及び趣味、娯楽に関する諸会合を開催する。
(ホ) その他の本会の目的達成に必要な事業。
- 第 3 条 本会の事務局は日刊工業新聞社のさいたま総局及び川越支局内に置く。
- 第 4 条 本会の目的に賛同する法人、または個人をもって会員とする。法人は複数名を会員として登録することができる。
- 第 5 条 本会に、NITEC埼玉産学交流会、TDU産学交流会、埼玉ビジネス研究会を置くほか、必要に応じて部会を置く。
- 第 6 条 本会への入会金は30,000円、会費は年額40,000円とする。但し、同一企業で複数の会員を登録する場合は、入会金を免除し、会費は年額20,000円とする。
- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
顧問若干名・会長1名・副会長若干名・理事長1名・副理事長1名・幹事若干名・理事若干名・監事若干名・常任監事1名、但し、理事長は日刊工業新聞社とし、副理事長、常任監事及び事務局長は理事長が指名する。
- 第 8 条 理事及び監事は総会で会員の中から選任する。理事は互選で会長、副会長、幹事を定める。顧問、相談役及び参与は必要と認めたとき理事長が委嘱する。
- 第 9 条 会長は会を代表し、総会、理事会を招集し、議長となり、その決議事項を執行し、会務を統理する。副会長は会長に事故がある場合に代理をする。理事長は会長を補佐し、会務を掌理する。副理事長、幹事は会長、理事長を補佐し、会務を掌理する。理事は主要な事項を決議し、規約による会務を掌理する。監事、常任監事は会計収支、財産並びに理事の業務執行状況を監査する。
- 第10条 本会は理事会の決議により、名誉会長を置くことができる。
- 第11条 役員はすべて無報酬とする。但し理事会の決議により手当を支給する事ができる。
- 第12条 役員の任期は2カ年とし、再選することもできる。役員の任期中に欠員が生じても、その補欠選任は次の総会まで延期することができる。補欠のため選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。役員任期満了の場合は、その後任者が就任するまでは前任者が職務を行う。
- 第13条 定時総会は毎年度末より3カ月以内に開き、会務の報告、当該年度収支予算、前年度収支決算と、これに付帯する重要事項を決議する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、及び監事、または5分の1以上の会員から会議の目的事項を明記して、請求があったときは2週間以内に招集の手続きをする。
- 第14条 総会の通知は少なくとも5日以前に総会の日時、場所と会議の目的の事項を記載した文書で通知する。総会は会員の3分の1以上の出席がなければ議決することができない。
- 第15条 会員の表決権は平等とする。総会に出席できない会員は委任により表決できる。但し、会員以外の者に委任することができない。
- 第16条 総会の議事は出席会員の表決権の過半数で決める。賛否同数のときは議長が決める。但し規約の変更は出席会員の表決権の4分の3以上の同意がなければ議決できない。
- 第17条 総会では原則として予め通告した目的事項以外の決議をすることはできない。
- 第18条 議長は総会の議事録を作成し、出席会員2名と共に署名の上、保存する。
- 第19条 理事会は必要あるとき適宜開催する。
- 第20条 事務執行に関する規定は議決で定める。
- 第21条 資産並びに経費は入会金、会費、寄付金その他の入金をあて、総会で定めた規定に従い会長が管理する。
- 第22条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

埼玉産業人クラブ 入会のご案内



SAITAMA ビジネスライン
埼玉産業人クラブ

<http://www.sangyojin.org/>

NITEC埼玉産学交流会

T D U 産 学 交 流 会

埼玉ビジネス研究会

事務局：日刊工業新聞社 さいたま総局

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-4 ニチモビル浦和4階

TEL 048-872-2281 FAX 048-872-2285

.....

埼玉産業人クラブ（旧埼玉工業人クラブ）は、1964年（昭和39年）の創立以来、55年以上にわたって培ってきた知的財産、人的ネットワーク、会員の英知を結集して、先進的な活動を展開しています。

具体的には、講演会、セミナー、産学交流会、工場見学会、海外研修などを開催し、そのときどきの時流に応じた情報を提供すると同時に、特に経営者同士の肌と肌の触れ合いを通じて、経営の研鑽を積んでいただく場となっています。

いま産業界は、情報技術（IT）の進展を背景に経営、技術の両面から革新性が求められ、21世紀にふさわしい構造改革の必要に迫られています。一方、中国や東南アジア諸国をはじめ、ダイナミックに変化する世界経済の波が押し寄せる中で対処すべき諸課題が山積しております。的確な情報の収集、交換の場がこれまで以上に重要であることは論を待ちません。

これを機会に、ぜひとも産業人クラブならではの経営者による交流の輪に加わり、明日の経営に向けビジネスチャンス、経営のヒントをつかんでくださいますよう、入会のご案内を申し上げます。

.....



講演会、例会、知事懇の開催

変化の激しい時代を先取りし、明日の経営に役立つ講演会を開催するとともに、会員相互のコミュニケーション、異業種交流に重点を置き、経営、技術、商品開発などを中心に企業経営者の相互啓発の場を創造しています。

また、1977年（昭和42）に始めた「埼玉県産業振興懇談会（知事懇）」は40回を超え、これまでに、畑和氏、土屋義和氏、上田清司氏、大野元裕氏と4代の埼玉県知事にわたって開かれ、地域経済の発展に向け、知事、県当局と率直な意見交換し懇親も深めています。



活発な部会、産学交流会

会員のニーズに即応するため、埼玉ビジネス研究会、NITEC埼玉産学交流会、TDU産学交流会を置いています。中でも、埼玉ビジネス研究会は、次代を担う若手経営者を核に経営を研究・勉強する場として活発に活動しているほか、日本工業大学と東京電機大学理工学部との間にそれぞれ産学交流会を設け、研究例会、工場見学会などを実施しています。



深まる連携、情報交流の場

埼玉産業人クラブは、産業新時代に対応した異業種交流、産学交流の場として、このほかにもさまざまな活動を展開しています。日刊工業新聞という媒体と産業界が情報をベースに結びついた特性を生かした取り組み、経営士や技術士らとの連携、各種団体との共催・講演事業も実施しています。さらに歴代役員OBを中心メンバーとする「産友会」、親睦ゴルフ大会など、本会の目的達成に必要な事業を推進しています。



「埼玉ちゃれんじ企業経営者」表彰

埼玉産業人クラブは、埼玉県の経済・産業発展を願って、埼玉県をはじめ関係各団体の後援、協力を得て「埼玉ちゃれんじ企業経営者表彰」を2004年（平成16年）に創設しました。本事業は、埼玉県内で圧倒的多数を占める中小企業、ベンチャー企業に対し、第3者機関として社会的な評価を行い、企業経営者を鼓舞するとともに、当該企業のさらなる発展、「日本一の中小企業・ベンチャー企業立県宣言」を打ち出した埼玉県産業の発展を支援しようというものです。

また埼玉産業人クラブは、創意・工夫・発明考案・技術技能改善に大きな功績をあげた会員企業の従業員、及びグループを表彰する「西海記念賞」も1981年（昭和56年）から実施しています。



写真：第15回「埼玉ちゃれんじ企業経営者表彰」表彰式（2019年4月22日 ロイヤルパインズホテル浦和）



入会のご案内

入会をご希望の方は、添付の入会申込書に顔写真を貼付し、必要事項をご記入のうえ、事務局までお申し込み下さい。なお、同一企業で複数の会員を登録（入会）希望の方は、会則第6条に則り、入会金は免除され、年会費2万円（2名分から）となります。会員として交流の場を広げていただくため、できるだけ複数会員のご登録をお願い申し上げます。

また、NITEC埼玉産学交流会及びTDU産学交流会への入会は、別途の手続きが必要です。

- * 入 会 金 30,000円
- * 年 会 費 40,000円
- * 複数会員 20,000円